

☆この案内文は指定予定区域内にお住まいの方に配布しています。

「土砂災害特別警戒区域」等指定の説明会のお知らせ

那覇市小禄及び宇栄原のがけ地（急傾斜地）について、県において土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」等の調査を行いました。その調査結果及び区域指定に関する説明会を開催しますので、ご案内いたします。

■日時及び会場

日時： 令和6年10月22日(火) 午後7時～（約1時間）

会場： 小禄支所 3階会議室

内 容： 「土砂災害特別警戒区域」等の調査結果と区域指定について

※ 区域指定後は、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制や特定開発行為の許可制等の[ソフト対策]を行います。

※ 本説明会は今後の工事実施の説明会ではありません。

※当日体調が優れない場合や風邪症状がある、また検温にて発熱がある場合は、参加を控えていただくようお願いします。

■指定箇所

指定地区（2箇所）

- ・急傾斜地（がけ地）

裏面に箇所図があります

箇所名： 宇栄原（1）、宇栄原（2）

※台風接近等、予期せぬ状況によっては延期することもあります。

開催延期の場合は南部土木事務所ホームページにてお知らせさせていただきますので、お手数ですが、随時ご確認を頂きますようお願いいたします。

※詳細な区域を確認したい場合は、「沖縄県南部土木事務所」ホームページの「お知らせ」の新着情報にある本説明会の案内に関するページに「指定区域の案」を掲示していますので、ご確認ください。

<問い合わせ先>

○区域指定に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班

担当：与那嶺

TEL 098-869-1788

○説明会に関する問い合わせ

那覇市総務部 防災危機管理課

担当：小 渡

TEL 098-861-1102

※赤枠の土砂災害特別警戒区域の新規指定と黄色枠の警戒区域（平成26年3月指定）の一部見直しです。

箇所名:宇栄原(1)



箇所名:宇栄原(2)

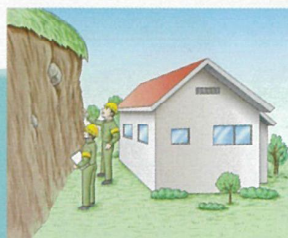


土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害警戒区域の指定

〈土砂災害のおそれがある区域〉

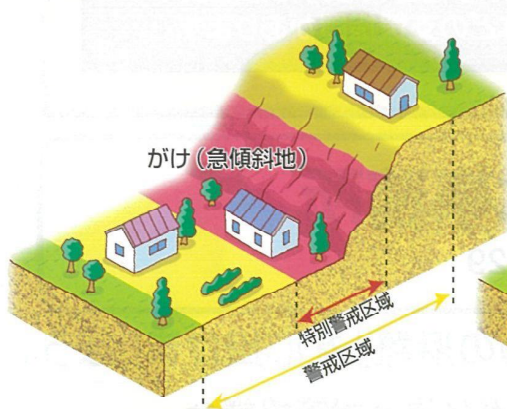
土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

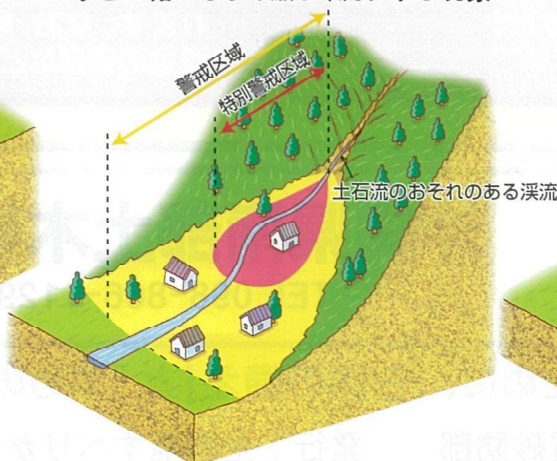
がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



地滑り

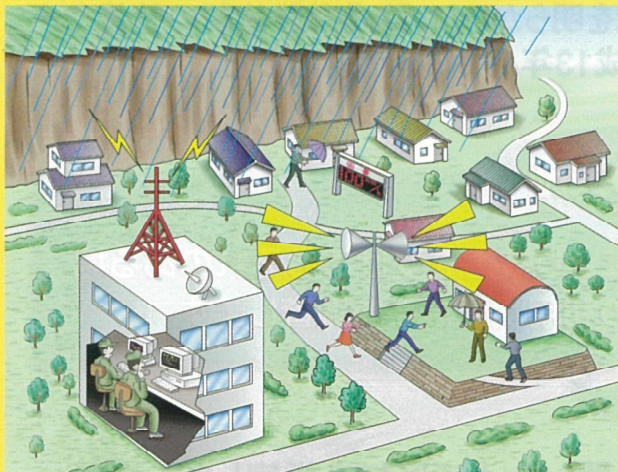
雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

土砂災害警戒区域では…

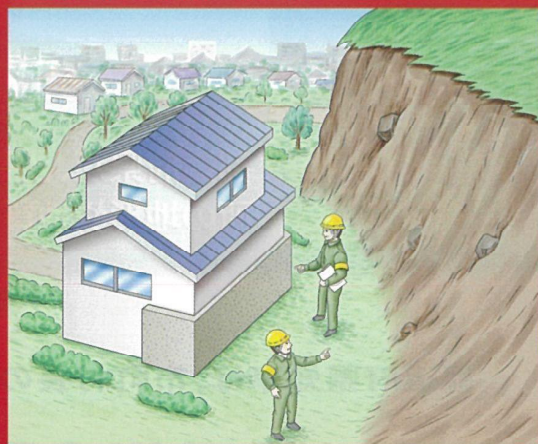
警戒避難体制の整備



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

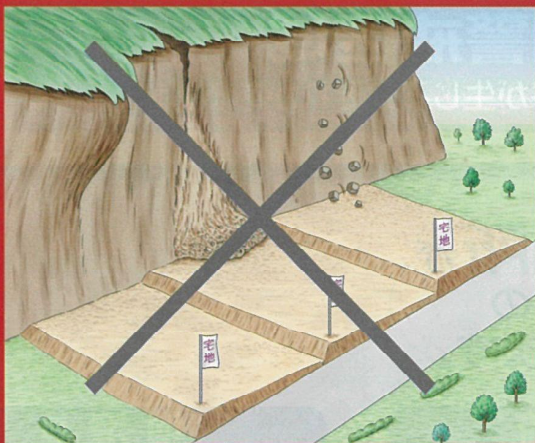
さらに土砂災害特別警戒区域では…

建築物の構造規制



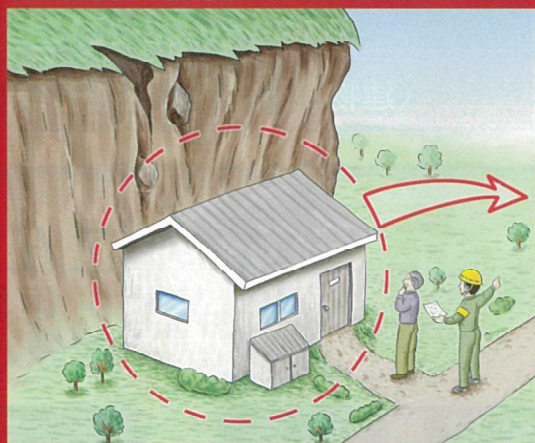
想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害弱者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

建築物の移転



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

お問い合わせ先

沖縄県南部土木事務所

TEL 098-869-1788

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会